

苫小牧市、苫小牧商工会議所及び苫小牧信用金庫との
「苫小牧地域結婚支援事業」の連携に関する協定書

苫小牧市（以下「甲」という。）、苫小牧商工会議所（以下「乙」という。）及び苫小牧信用金庫（以下「丙」という。）は、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、苫小牧地域の少子化対策として、出会いの少ない独身男女に対し、きっかけづくりの場を提供し、結婚後の苫小牧市内への定住を図るとともに、賑わい創出による地域の活性化を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力する。

- (1) 苫小牧市内の結婚を希望する独身男女に対し、出会いの場を創出する事業の理解を促し、結婚の機運を高める。
- (2) 「とまこ My Love 婚活パーティー」事業を促進する。
- (3) 苫小牧信用金庫結婚相談所（以下「LLB会」という。）会員登録活動を強化する。
- (4) 市内事業所等に対し、この事業の理解と協力を依頼する。
- (5) LLB会登録窓口を強化し登録者を拡大する。
- (6) 広報活動を通じてこの事業を促進する。
- (7) その他、甲、乙及び丙が協議の上、連携して取り組むものとする。

（連絡推進会議）

第3条 前条各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するため、連絡推進会議を設置し、連携方策や実施内容等について協議するほか、各々の取組に関する状況報告及び意見交換を行うものとする。

2 連絡推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲、乙又は丙から協定解消の申出がない限り、継続するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務がある。ただし、事前に三者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成27年10月15日

甲 苫小牧市

市長

山倉博文

乙 苫小牧商工会議所

会頭

藤田博章

丙 苫小牧信用金庫

理事長

石田芳人